

建管第 2-459 号
平成24年 8月17日

(株) ガス検

村本 晃一 様

埼玉県知事 上田 清 司
特定
建設業の許可について (通知)



平成 24 年 7 月 27 日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	埼玉県知事 許可(特-24) 第 17322 号
許可の有効期間	平成 24 年 8 月 30 日から平成 29 年 8 月 29 日まで
建設業の種類	
管工事業	

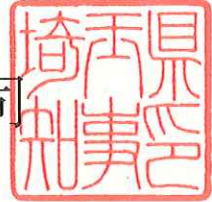
注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 29 年 7 月 30 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)

建管第 1-1885 号
平成24年 8月17日

(株) ガス検

村本 晃一 様

埼玉県知事 上 田 清 司
一般
建設業の許可について (通知)



平成 2 4 年 7 月 2 7 日 付 け で 申 請 の あ っ た 一 般 建 設 業 に つ い て は、
建 設 業 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 下 記 の と お り 許 可 し た の で、
通 知 す る。

記

許 可 番 号	埼玉県知事 許可(般-24) 第 17322 号
許可の有効期間	平成 24 年 8 月 30 日 から 平成 29 年 8 月 29 日 まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 29 年 7 月 30 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)